

平成28年度 介護保険施設等実地指導結果

法人名	事業所名	サービス種類	実施日	文書指摘日	改善報告を要する指摘事項	指摘事項に対する改善状況
社会福祉法人伯耆の国	西伯デイサービスセンターしあわせ	通所介護 介護予防通所介護	H28.10.18	H28.10.31	運営規程の概要や勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等を、指定介護予防事業所の見やすい場所に掲示すること。	指定介護予防事業所の玄関に掲示した(写真添付)
	デイサービスセンターゆらぐ	認知症対応型通所介護	H28.11.30		文書指摘事項なし	
社会福祉法人萌生会	デイサービスセンターきずな	介護予防通所介護 地域密着型通所介護	H28.10.26		文書指摘事項なし	
	グループホームなごみ	認知症対応型共同生活介護	H28.11.22		文書指摘事項なし	
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	チューリップホーム(グループホームひえづ)	認知症対応型通所介護	H28.10.28	H28.11.14	運営規程に定める従業者の員数及び職務の内容については、現状と見合ったものとする。	運営規程の見直しを行った。
社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会	指定訪問介護事業所	訪問介護 介護予防訪問介護	H28.11.8	H28.11.22	訪問介護員の員数について、人員基準である常勤換算2.5人を下回っているため、人員基準を満たすように早急に対応すること。 原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	管理者については、介護員の時間と管理者の時間区分を行い、12月分より勤務表を作成しました。
	指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	H28.11.8		文書指摘事項なし	
医療法人社団法勝寺内科クリニック	法勝寺ケアプラザショートステイ	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	H28.11.18	H28.11.28	利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	平成28年12月26日より、別添「法勝寺ケアプラザショートステイの概要」を作成のうえ、事業所内壁面に掲示した。
					運営規程に定める従業者の員数及び職務の内容については、現状と見合ったものとする。記載する事項について、実態に合うよう変更すること。(法定代理受領サービスについて記載が1割負担のみであった。また、通常の送迎の実施地域については、市町村名で記載すること。変更後、運営規程の内容を保険者へ届け出ること。)	平成28年12月1日より、法定代理受領サービスについての記載に2割負担も追記するとともに、通常の送迎の実施地域についての記載を市町村名に変更した。 また、運営規定の変更に伴い保険者へ変更届を提出した。
					非常災害対策として、非常災害時の情報収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定め、計画を実行できるよう利用者及び職員に周知するとともに、非常災害の避難訓練も実施すること。	平成28年12月26日より、別添「法勝寺ケアプラザ防災マニュアル」のとおり、防災マニュアルを見直し再検討のうえ計画の改訂等を行い、計画実行に向けて職員への周知を行った。 今後、利用者への周知および非常災害を想定した避難訓練を実施いたします。

平成28年度 介護保険施設等実地指導結果

法人名	事業所名	サービス種類	実施日	文書指摘日	改善報告を要する指摘事項	指摘事項に対する改善状況
医療法人社団法 勝寺内科クリニッ ク	法勝寺ケアプラザ居宅 介護支援事業所	居宅介護支援	H28.11.18	H28.11.28	利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	平成28年12月26日より、別添「法勝寺ケアプラザ居宅介護支援事業所の概要」を作成のうえ、事業所内壁面に掲示した。
					サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。(使用している様式に家族の個人情報についての同意欄が無い。)	平成28年12月26日より、別添「居宅介護支援契約書」および「居宅介護支援重要事項説明書」に利用者と家族代表それぞれの署名押印欄を設け、必ず個人情報の取り扱いに同意を得たうえで署名押印をおこなってもらうことにする。
					居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認すること。	平成28年12月26日より、居宅介護サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等からの指示に基づき位置付けることとし、各医療系サービスへの指示書を保管する。また、「診療情報提供書」などにより当該医療サービスに係る医療系サービスの必要性が確認できる場合においては「診療情報提供書」などの写しを保管する。